

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における Q & A の更新（案）

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）の改正に伴って、Q & A を更新しました。

※ 更新箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

※ 更新理由における「個人情報保護法等改正法」とは、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）をいいます。

1 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）に係る事項

②：本告示に基づく報告（番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合の報告）

Q 2 - 1 個人情報取扱事業者が特定個人情報に関する漏えい事案等を報告する際に、様式はありますか。

A 2 - 1 ~~個人情報取扱事業者においては、報告の様式は、個人情報保護委員会のホームページに掲載しています。各主務大臣のガイドライン等に定めのある様式やその定めに従って報告を行っている~~なお、報告先が、事業所管大臣等となっている場合、当該報告先が定めている様式で報告していただくことで構いません。（平成 29 年 5 月更新）

（更新理由）

個人情報保護法等改正法第 2 条の改正により、主務大臣制が廃止されることから、Q & A を更新しました。

2 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）に係る事項

Q 4 - 1 規則第 2 条に基づく重大事態が生じた場合、重大事態の報告を個人情報保護委員会に報告すれば、主務事業所管大臣等への報告はしなくてもよいですか。

A 4 - 1 規則第 2 条各号に基づく重大事態が生じた場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、その事案が金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン等により主務大臣のガイドライン事業所管大臣等による報告する対象事案にも該当する場合には、当該ガイドラインの規定に従って別途報告する必要があります。

その後、事実関係や再発防止策等について、規則に基づき、個人情報保護委員会に報告する必要があります。なお、規則に基づく報告に当たっては、個人情報保護委員会ホームページに記載の様式に従って報告してください。(平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条の改正により、主務大臣制が廃止されることから、Q & A を更新しました。